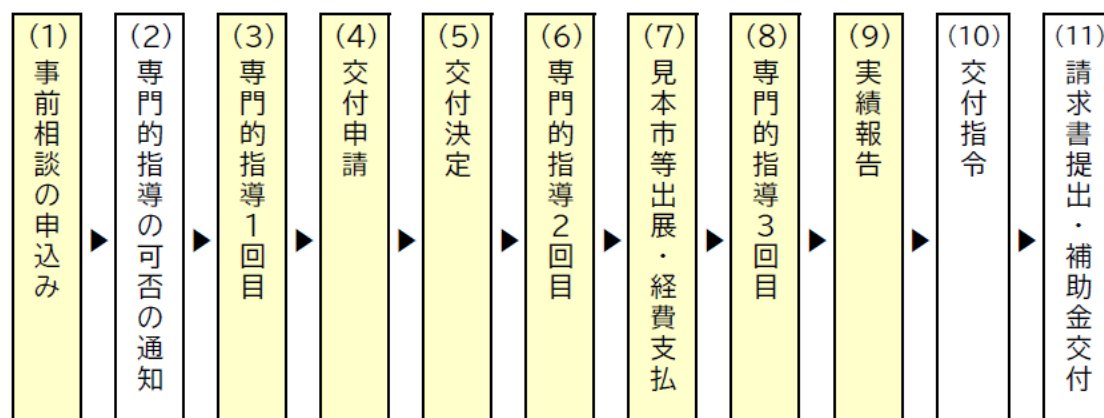


6 補助金交付までの流れ



(1)事前相談の申込み

●受付期間

令和8年4月23日(木)から令和9年1月29日(金)まで

※事前相談の申込みにおける補助申請予定額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

●必要書類

事前相談申込票(市ホームページから様式をダウンロードしてください。)

●申込方法

以下の URL 又は二次元コードから、電子申込みしてください。

【URL】 <https://logoform.jp/form/dV7M/971044>

【二次元コード】



(2)専門的指導の可否の通知

(1)事前相談の申込みの内容を確認し、市から申込者に対し、専門的指導の可否と指導を行う支援機関等をメールで通知します。事前相談の申込みの内容は、市から、指導を行う支援機関に共有します。

(3)専門的指導1回目の受講

支援機関で指導を受け、事業実施計画書等のブラッシュアップを行ってください。

●受講期日

専門的指導の可否の通知のあった日から起算して12日以内

※(2)の通知を受けた後、速やかに(遅くとも通知のあった日から起算して4日以内に)支援機関に連絡し、受講日時の調整を行ってください。期日までに専門的指導を受けなかった場合、(1)事前相談の申込みは原則無効となります。

※作成した事業実施計画書(様式第2号)及び出展内容や出展見本市等の概要が分かるも

のを、指導当日、支援機関に持参してください。

(4)交付申請

交付申請書類を市に提出してください。

●提出期日

専門的指導1回目の受講日から起算して14日以内(当日消印有効)

●必要書類

本手引き P12を確認してください。

●提出方法

窓口持参(高松市役所7階産業振興課)又は郵送

※期日までに交付申請書類を提出しない場合、(1)事前相談の申込みは原則無効となります。

※窓口持参の場合は、代表者又は従業員(社員証等の提示で従業員であることを確認できる者)による申請のみ受け付けます。

(5)交付決定

交付申請における提出書類の内容を審査し、交付の適否を決定しましたら、「高松市新市場販路開拓事業補助金交付決定通知書(様式第5号)」又は「高松市新市場販路開拓事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)」により通知します。

(不備の無い交付申請を受付後、交付決定まで、10営業日程度を要します。)

(6)専門的指導2回目の受講

支援機関で、出展に向けた商談準備や事業の進行・管理等の指導を受けてください。

※交付決定後、速やかに支援機関に連絡し、受講日時の調整を行い、見本市等出展前に指導を受けてください。

(7)見本市等への出展・経費支払

(8)専門的指導3回目の受講

支援機関で指導を受け、出展後のフォローアップを行ってください。

※出展完了の目途が立ち次第、速やかに支援機関に連絡し、受講日時の調整を行い、出展終了後、実績報告前に指導を受けてください。

(9)実績報告

実績報告書類を市に提出してください。

●提出期日

事業完了日から20日以内又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで

●必要書類

本手引き P13を確認してください。

●提出方法

窓口持参、郵送又は電子メール

※電子メールの場合、受信可能なデータ容量は 5MB 以下となります。5MB を超過する場合は、あらかじめ産業振興課まで連絡してください。

※事業完了日は下表のとおりです。

出展見本市等の区分	事業完了日
見本市(国内・国外・オンライン)	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。ただし、出展前に補助対象経費支払が完了している場合は、出展終了日を事業完了日。
越境 EC モール	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。 詳細については、交付決定後、事業実施計画等に応じて、個別に御案内します。

(10)交付指令

専門的指導(3回)の受講を確認の上、実績報告書等を審査し、補助金の額が確定しましたら、交付指令書(様式第13号)により通知します。

(11)請求書提出・補助金交付

交付指令書による通知を受け取り後、請求書(高松市会計規則施行規程様式第9号)を提出してください。請求書の提出から振込までは2週間程度かかります。

- ・補助金は申請者本人の名義の口座にのみ振込が可能です。
- ・振込の通知は致しませんので、通帳記帳等により入金を確認してください。